

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定の期限の延長の取扱いに関する指針案について」に関する意見募集の結果について

平成30年3月16日
国土交通省自動車局

国土交通省では、平成30年1月30日から平成30年2月28日までの期間、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定の期限の延長の取扱いに関する指針案について」に関するに係るパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からの御意見を募集した結果、18件のご意見をいただきました。

いただいたご意見及び国土交通省の考え方を別紙のとおりとりまとめましたので公表します。

なお、本件に直接関係がなかった御意見については、今後の施策の推進に当たって参考にさせて頂きたいと思います。

今回の意見募集に当たり、皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

1. 実施方法

- (1) 募集期間：平成30年1月30日～平成30年2月28日
- (2) 周知方法：電子政府の総合窓口(e-Gov)に掲載
- (3) 意見提出方法：電子メール、FAX及び郵送

2. 提出意見数

18件（うち本改正に直接関係のない意見数11件）

3. 問い合わせ先

国土交通省自動車局旅客課

電子メールアドレス：hqt-ryokaku-zikayo@ml.mlit.go.jp

別紙

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定の期限の延長の取扱いに関する指針案について」に寄せられた御意見の概要と国土交通省の考え方

御意見の概要	国土交通省の考え方
・平成 29 年度実績、平成 30 年度実績が出た際の取扱いについて明確にすべき。	平成 29 年度実績、平成 30 年度実績が明らかになった時点の状況を踏まえ、適切な取扱いを検討いたします。
・「協議会において特定地域が議決されている地域のうち、指定を受けた年度から 2 年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、事業環境の改善が認められない地域は、 <u>技術革新、需要の状況等に照らして事業環境の改善が見込まれる場合を除き、更に 3 年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長する。」</u>	将来の事業環境の見込みではなく、事業環境が改善したかどうかを判断し、改善が明らかになった年度末日に指定を解除することとしております。
・「ただし、延長後、法に基づく適正化・活性化の取組の実施により、毎年度の輸送実績等に基づき事業環境の改善が認められる場合は、当該輸送実績等が明らかになった年度末日に指定を解除する。」 【取り消し線部分を削除】。また、実際に事業環境の改善が認められる場合は、その原因如何に関わらず指定を延長する必要はないことから、3 つ目の○を全て削除されたい。	法の趣旨を踏まえ、適正化・活性化の実施により早期に供給過剰の解消が実現し、指定基準に該当しなくなった場合は指定を解除するという考え方に基づき、指定の延長にあたっては、法に基づく適正化・活性化の取組の実施により事業環境が改善されたかどうかを判断することとします。
・指定地域の解除は、あくまで適正化・活性化のための取組を実施した後の輸送実績を基に判断すべき。	本通達案は、法に基づく適正化・活性化の取組の実施により、事業環境の改善が認められる場合は、指定を解除することとするものです。
・「協議会において特定地域計画が議決されていない地域については、指定期限の延長を行わない」については削除すべき。	3 年間の指定期間に中に、法に基づく適正化・活性化の取組の根幹となる特定地域計画が議決されていない地域については、指定期間を延長して適正化・活性化の取組を推進することが特に必要であるとは認めら

	れないと認められ、延長を行わないこととします。
・事業環境の改善が、法に基づく活性化・適正化のための取組の実施によるものか否かの判断基準を示されたい。	指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績に基づき、指定基準に該当するかどうかの判断をすることになります。
・3年間の指定期間に中に特定地域計画の認可を受け、かつ全ての合意事業者が事業者計画の認可を受けた地域のみを延長の対象とすべき。	法に基づく適正化・活性化の取組の根幹となる特定地域計画が議決された地域のみについて延長の判断を行うこととします。
・「2年後の年度において明らかになる輸送実績」とは、指定された年度の翌年度実績のことか。	平成27年度指定地域については、2年後の年度、すなわち平成29年度に明らかになる平成28年度実績のことです。
・再指定の期間は、当初の指定期間に加え、さらに3年、最長6年の指定になるのか、あるいは2年経過後に最長3年を追加指定し最長5年となるのか。	3年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長します。
・特措法の取組以外の事業環境の改善の要因を確認するのか。改善が認められれば、要因の特定を要さず、指定を解除すればよいのではないか。	法の趣旨を踏まえ、適正化・活性化の実施により早期に供給過剰の解消が実現し、指定基準に該当しなくなった場合は指定を解除するという考え方に基づき、指定の延長にあたっては、法に基づく適正化・活性化の取組の実施により事業環境が改善されたかどうかを判断することとします。
・3年後の実績検証において、改善が停滞・減じた状況となった場合、その時点で、改善が認められない地域として3年の範囲での延長となるのか。	指定を受けた年度から3年後の年度において集計される実績が明らかになった時点の状況を踏まえ、適切な取扱いを検討いたします。

以上